

定 期 監 査

1 監査実施日及び対象

- 令和7年10月10日 男女共同参画センター、財政課、議会事務局
公共資産活用推進室
- // 11月10日 健康づくり推進課、保健センター、乙訓休日応急診療所
障がい福祉課
- // 11月11日 地域福祉連携室、生活支援課、福祉政策室
- // 11月28日 子育て支援課、こども家庭センター、開田保育所
滝ノ町保育所
- // 12月24日 文化・スポーツ振興課、教育総務課、学校教育課
教育支援センター、生涯学習課、高齢介護課
あったかふれあいセンター

2 監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和7年度分（必要に応じて過年度分含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

(1) 男女共同参画センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(2) 財政課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(3) 議会事務局

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(4) 公共資産活用推進室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(5) 健康づくり推進課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(6) 保健センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(7) 乙訓休日応急診療所

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(8) 障がい福祉課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(9) 地域福祉連携室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(10) 生活支援課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(11) 福祉政策室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(12) 子育て支援課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(13) こども家庭センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(14) 開田保育所

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(15) 滝ノ町保育所

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(16) 文化・スポーツ振興課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(17) 教育総務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(18) 学校教育課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(19) 教育支援センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(20) 生涯学習課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(21) 高齢介護課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(22) あったかふれあいセンター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。